

旧木造町立柴田小学校プール解体工事設計業務委託 特記仕様書

この特記仕様書は、青森県が発注する旧木造町立柴田小学校プール解体工事設計業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めたものである。

1 業務名

旧木造町立柴田小学校プール解体工事設計業務委託

2 履行期限

令和9年3月26日（金）

3 目的

旧木造町立柴田小学校のプールを安全に解体撤去し、解体に伴い発生した廃棄物等を適正に処分するために必要な施設の解体設計を行う。

4 対象となる施設及び敷地

（1）所在地 つがる市木造柴田茂野 161-1

（2）施設の概要

	概 要
1 施設	
a プール施設	構成材料：木造 階 数：平屋 用 途：プール 建物面積：940 m ² 程度
b 付帯施設	男子更衣室、女子更衣室、男子トイレ、女子トイレ、 倉庫、機械室 合計 55.28 m ²
給排水装置	一式
プールろ過設備	一式
電気設備	一式
2 施設用地	
面積	940 m ² 程度
所有区分	つがる市

(3) 現状概要図



5 業務内容

本設計業務委託は、委託の目的・主旨を十分理解した上で建築士が全責任をもって設計するもので、公正かつ誠実に本業務を行うものとする。また関係法令及びこれに基づく条例規則等の規定・各標準仕様書・本仕様書及び契約書を遵守し、成果物を作成すること。

(1) 解体工事設計業務（特記仕様書、設計書、積算資料を含む）

本業務は撤去する施設について、既存建築物及び埋設物の解体撤去処分、インフラの切離し、撤去後の敷地の整地に必要な設計図書の作成ならびに積算業務を行う。

設計図書には、参考図として既存製本図面の複写を可能とする。また工事費の算出に当たっては、単価を公共建築工事積算基準等に基づき、刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして適正な価格を採用し入力すること。

(2) 調査業務

①現地調査

現況調査は、既往資料と照合による現地確認及び必要な現地の建物等を計測・記録を行うものとする。また不明な地中部位は簡易な地下掘削によって確認を行い、設計業務に反映させること。

②アスベスト含有調査

解体対象建物のアスベスト含有調査については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき、撤去するすべての建材（材料）について実施すること。

調査方法は、既設図書の確認や改修履歴の確認による書面調査、現地で目視による現地調査、アスベスト含有の可能性のある建材については分析調査（JIS A1481 規格群：定量分析まで）を行うこと。

(3) その他の事項

①業務の詳細および範囲等について、担当職員と十分な打ち合わせを行い、記録を作成し提出すること。また官公庁等（建築指導、道路、消防、警察、電力会社、NTT、上水道等）適切な時期に十分な打合せを行い、その都度、議事録等を提出すること。

②設計に係る仮設検討図、施工検討図等の施工計画資料を作成すること。

③施設の概略工事工程を検討し、工程表を作成すること。

④解体方法については十分な現地調査をもとに、解体施設等の規模・構造・形状、立地条件、周辺規制、道路事情、安全対策、搬出（リサイクル）計画、経済性等を総合的に検討し廃棄物の運搬、処分計画を策定する。また立地、施設の設計条件から、解体方法と敷地の補修等を適時・的確に必要な措置を施工計画及び解体工事特記仕様書等に反映させること。

⑤単価見直しができるように、設計書を作成すること。

6 業務の実施

(1) 業務の着手

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のための調査職員との打合せを開始することという。

(2) 貸与予定品等

貸与品	貸 与		返 却	
	場所	時期	場所	時期
木造町立柴田小学校プール新設工事、竣工図 (A 2 版 1 冊)	県畜産課	業務着手時	県畜産課	業務完了時

(3) 業務打合簿

打合せについて、速やかに議事録を作成し、調査職員に提出しなければならない。なお、業務を効率的に進めるため、電話、電子メール等を活用することとする。また、打合せを実施する場合には必要最小限の人数で実施することとする。

(4) 成果品

①提出物

ア 解体設計書（業務完了時に 2 部）

a A 4 版製本

- ・「5 業務内容」を取りまとめたもの
- ・必要図面
- ・解体設計書
- ・打合せ議事録
- ・各種検討書類
- ・調査報告書類
- ・その他

b C D 又は D V D 等の電子媒体

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- ①本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上進めること。
- ②本業務で得た成果品および資料、情報等は、県畜産課の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- ③提出された C A D データを含めた提出物については、他の設計事務所等に貸与し、設計業務に使用することがある。
- ④提出物を県畜産課が行う事務並びに県畜産課が認めた公的機関の公報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。